

帯市活第279号
令和8年3月31日

町内会長 各位

帯広市長 米 沢 則 寿
(市民福祉部地域福祉室市民活動課担当)

防犯灯の維持管理について

日頃から各種事業の遂行にあたり、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、これまで町内会等で維持管理いただいた防犯灯については、負担軽減を図ること等を目的に、移管申請のあったものに限り、令和8年4月より市で維持管理を行います。

つきましては、市に移管後の防犯灯の維持管理については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、移管対象とならない防犯灯については、当面の間、これまでどおり電気料金の一部を補助いたします。

記

1 新規設置について

設置基準を踏まえ、暗がりが発生している地域に予算の範囲内で設置を行います。設置を要望する場合は、市ホームページに掲載している要望書に記載の上、下記までご提出ください。

なお、地域一帯に暗がりが発生している地域から順次防犯灯を設置していく考えですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 故障について

市が移管を受けた防犯灯の故障は、市において灯具の交換を行います。不点灯など故障を発見した場合は、下記までご連絡ください。

3 移設・撤去について

防犯灯の近くに道路照明灯があるなど、設置基準に合致しない防犯灯は撤去する場合があります。また、電柱の建て替え等により、近くの電柱に移設を行う場合があります。

【問い合わせ先】

帯広市市民活動課市民活動係

電 話 65-4130 FAX 23-0156

E-mail active@city.obihiro.hokkaido.jp

市ホームページID: 1017419